

健康診断業務委託契約

仕 様 書

平成29年7月

国立循環器病研究センター

1. 構成内訳

I. 検診内容

○検診内容及び予定数量(年間)

①問診、診察、身体計測、血圧、視力、腹囲	約 1500 人
②聴力(オーディオメーター)	約 1500 人
③検尿(糖・蛋白)	約 1500 人
④胸部 X 線(直撮)×1 枚	約 1500 人
⑤血液検査(生化学的検査1)	約 1500 人
⑥血液検査(免疫学的検査)	約 1550 人
⑦心電図検査	約 600 人
⑧眼底検査(単眼)	約 550 人
⑨HCV 抗体価精密検査	約 1300 人
⑩大腸がん検査(2 回法・ヘモグロビンは定性のみ)	約 420 人
⑪VDT 検査(問診・眼科学的検査・筋骨格系に関する検査)	約 130 人
⑫深夜業務検診(問診・診察・身体計測・血圧・視力・聴力(会話法)・尿検査)	約 950 人
⑬電離放射線障害防止規則に係る検診(問診・診察・血液検査(血液学的検査))	約 950 人
⑭有機溶剤中毒予防規則に係る検診(問診・診察・尿検査)	約 280 人
⑮特定化学物質障害予防規則に係る検診(問診・診察・鼻腔・握力・尿検査)	約 350 人
⑯2.5 ヘキサンジオン	約 15 人
⑰メチル馬尿酸	約 65 人
⑱馬尿酸	約 10 人
⑲総三塩化物	約 10 人
⑳N-メチルホルムアミド	約 15 人
㉑胃透視検査(間接法)	約 450 人
㉒採用時検診 問診、診察、身体計測、血圧、視力、腹囲、聴力、検尿、血液検査(生化学的検査1)、胸部 X 線(直撮)×1 枚、心電図検査	約 10 人
㉓ウイルス検査EIA法(風疹、麻疹、水痘、ムンプス)	約 500 人

①②④⑦⑧⑩⑪は 6 月に予定、予定者数は別紙予定表参照

③⑤⑥⑨⑫⑲⑳は 6 月・12 月に予定、予定者数は別紙予定表参照

⑬～⑳は 4 月・6 月・12 月に予定、予定者数は別紙予定表参照

㉑は 12 月に予定、予定者数は別紙予定表参照

※ただし、平成 31 年度以降の上記予定は未定である。

注:上記の番号毎に1件あたりの単価を入札書には記入下さい。

○血液検査詳細項目

①生化学的検査

GOT,GPT,γ-GTP,総ビリルビン,直接ビリルビン,総コレステロール,赤血球数,ヘモグロビン,
HDL コレステロール,中性脂肪,ナトリウム,カリウム,クロール,尿素窒素,ヘモグロビンA I C
尿酸,クレアチニン,総蛋白,グルコース,LDL コレステロール,MCV,MCH,MCHC

②免疫学的検査

HBs 抗原,HBs 抗体 (定量)

II. 契約期間及び実施場所

(1) 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

なお、当センターは平成 31 年に移転・建替を行うこととしている。その準備及び職員の受診率の観点から、平成 31 年度以降の実施予定及び期間については協議することとする。

(2) 実施場所 国立循環器病研究センター

(3) 実施予定日 平成 30 年 4 月 日 (1 日間、31 年度以降は未定)

* 特別健康診断 1 回目 (新採用者対応)

平成 30 年 6 月 日～平成 30 年 6 月 日

* 定期健康診断、特別健康診断 2 回目

平成 30 年 12 月 (5 日間、詳細日程は未定)

* 特別健康診断 3 回目、胃透視

なお、平成 31 年度以降の実施予定日については年度毎に協議することとする。

III. 実施条件

- (1) 当センターで検診を実施できること。(検査機器・消耗品等、検査に必要な機材一式を用意できること)
- (2) 当センターの希望実施日に検診が可能であること。
- (3) 受診者率向上のため、一人当たり 30 分程度で受診できるようにすること。
また、受診時間が 30 分より著しく延長した場合は、翌年度以降について回避するための策を講じること。
- (4) すべての項目を実施できること。
- (5) VDT にかかる健康診断を実施できること。(VDT 検査：問診・眼科学的検査・筋骨格系に関する検査)
- (6) 検診の各実施日において受付を行う。(当センターよりノートパソコンとカードリーダーを貸与するので、受診者について当人が持参する職員証で認証登録を行う。)
注：当日の受診者数とパソコンの登録者数に相違がないようにすること。
- (7) 検診受診者に対して複数の問診票がある場合も一袋に纏めること。
- (8) 別紙に示す結果データを CSV 形式またはエクセル形式で CD または DVD で提出が可能なこと。
- (9) 血液検査における採血時にはディスポ手袋を着用し、採血ごとに新しいディスポ手袋に交換すること。
- (10) 診察医は全ての受診日において各 2 名以上とすること。
- (11) 検査結果については、受診者交付用と事業者保管分 (受診者交付用と同じ物) として合計 2 部用意すること。

- (12) 訪問健診以外にも貴社の健診センターに赴き同一単価での受診が可能であること。
- (13) 当センター作成の受診案内を問診票に同封すること。
- (14) 検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師、その他必要に応じた人員を派遣すること。
- (15) 同一受診者が複数年受診した場合は、前年度との検査データとの比較が容易にできる検査結果の報告の様式であること。

IV. 受託者要件

- (1) 平成20年1月17日付「厚生労働省令告示第11号第1」に定める特定健康診査の外部委託に関する基準を満たしていること。
- (2) (社)全国労働衛生団体連合会の総合精度管理事業のうち、「労働衛生検査」、「臨床検査」及び「胸部エックス線検査」を実施する受託者において成績がB以上であること。

V. 情報セキュリティ管理

受注者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を契約締結後2週間以内に作成し、当センターの承認を受けること。

- (1) 当センターから提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、受注者またはその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制が整備されていること。
- (3) 受注者の本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）に関する情報提供を行うこと。
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (5) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、当センターへ報告すること。
- (6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、当センターの承認を受けた上で実施すること。
- (7) 当センターが求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (8) 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。
- (9) 当センターから要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (10) 当センターから受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、または抹消し、書面にて報告すること。
- (11) 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生または情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに当センターに報告すること。

VI. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合等はセンターと受注者で協議し決定することとする。

しかし、この仕様書に明記のない場合においても、技術的並びにその性質上当然必要なものについては誠意をもって行うこと。

以上